

湊東復興公営住宅建設に係る住民訴訟の判決について

<市長コメント>

「湊東復興公営住宅建設に係る住民訴訟の判決」について御報告申し上げます。

本件訴訟は、原告より令和2年2月19日付けで仙台地方裁判所に提起されたものであり、その内容は、湊東地区の買取型復興公営住宅について、「市が売主である工事施行者に対し、架空工事などがあったとして金4億8,979万5,000円を請求せよ。」というものであります。

本件は、令和2年7月22日に仙台地方裁判所で第1回口頭弁論が行われ、本年2月28日で結審し、同年3月9日に原告の訴えを退ける内容の判決の言い渡しがありました。

今後、原告側が控訴せずに控訴期間の2週間が経過した場合は、本判決が確定いたします。

なお、本件訴訟に係る弁護士費用は、着手金として既に支出している110万円に加え、判決が確定した際に成功報酬と事務費を支出することとなります。